

別表第1（第3条関係） 認定基準

区 分		認定基準
1 安全性	(1) 特別管理廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和24年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物並びに同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原則として原材料に使用していないもの。 ※例外：特別管理一般（産業）廃棄物を原材料とする場合でも、原材料の無害化に特段の配慮がなされ、製造される製品が安全であることが認められる場合は認定することができる。
	(2) 有害物質	ア) 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準（溶出量）に適合すること。 イ) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項（含有量）の規定による基準に適合していること。 ウ) 溶融スラグに関しては、「JIS A5031一般廃棄物、下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材」又は「JIS A5032一般廃棄物、下水道汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の有害物質の溶出量及び含有量の基準に適合すること。
	(3) ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定によるダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準に基づいて実施する測定の結果が250pg-TEQ/g未満であること。
	(4) 石綿	ア) 原材料に廃石綿等及び石綿含有廃棄物を含まないこと。 イ) 製品が石綿含有廃棄物に該当しないこと。
	(5) 放射性物質	製品の放射性セシウム濃度が100Bq/kg以下であること。
2 品質		ア) 埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針の特定調達品目の判断の基準等に適合していること。 イ) 埼玉県土木工事共通仕様書の各項目に適合すること又は埼玉県建築・電気設備・機械設備工事特別共通仕様書第1章1節で適用する標準仕様書各章に規定する材料に適合すること。 ウ) ア、イに該当しない場合は以下の基準を満たしていること。 <u>又は同等以上の品質を有すること。※</u> ・日本産業規格（JIS） ・日本農林規格（JAS） ・エコマーク認定基準

	・ 上記以外の公的機関等が定める基準又は類似製品の基準
3 循環資源の利用割合	ア) 埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針の特定調達品目の判断の基準に循環資源の利用割合が示されている場合はその基準を満たしていること。 イ) アに該当しない場合は原則として公的機関等が定める他の基準又は類似製品の基準によるものとする。

備考 原則として、埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針の特定調達品目に該当する製品であること。

上記に該当しない場合、事前に埼玉県環境部資源循環推進課に相談すること。

(※) JIS、JAS、エコマーク等の規格適合の認証・認定を取得していない場合にあっては、その取得に努めること。